



2023年2月14日

各 位

会社名 株式会社アウトソーシング
代表者名 代表取締役会長兼社長 土井 春彦
(コード番号:2427 東証プライム)
問合せ先 取締役 梅原 正嗣
経営管理本部管掌
電 話 03-3286-4888 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2023年3月28日開催予定の第26期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を目的として、経営の監督機能と執行機能の分離をより一層明確にし、経営の監督機能を強化しながら迅速・果敢な意思決定を行うために、社外取締役が過半数を占める指名・報酬・監査の3つの委員会を有し、かつ取締役会から執行役へ大幅な権限委譲が可能な指名委員会等設置会社へ移行することといたしました。これに伴い、各委員会及び執行役に係る規定の追加、監査等委員及び監査等委員会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、変更案のうち、執行役の責任を法令に規定する限度内で免除できる旨の規定(変更案第32条)の新設については、各監査等委員の同意を得ております。

また、本議案に係る定款変更の効力は、第26期定時株主総会終結の時をもって生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2023年3月28日
定款変更の効力発生日 (予定)	2023年3月28日

以 上

〔別紙〕

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(新設)	<u>(機関)</u>
第4条 (条文省略)	第4条 当社は、 <u>指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役及び会計監査人を置く。</u>
第5条～第8条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	第6条～第9条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u>	第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役によって定め、これを公告する。</u>
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるほか、 <u>取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める株式取扱規程による。</u>	第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるほか、 <u>取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める株式取扱規程による。</u>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第13条 (条文省略)	第12条～第13条 (現行どおり)
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</u> 2. <u>株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役または執行役が議長となる。当該取締役または執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役または執行役が株主総会の議長となる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p><u>第18条 当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、15名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役は、<u>それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(代表取締役及び役付取締役)</u></p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p><u>2. 取締役会の決議により、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長) <u>第23条</u> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) <u>第22条</u> 取締役会は、法令に別段の定め<u>がある</u>場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項</u>で定めた<u>取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集手続) <u>第24条</u> (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知) <u>第23条</u> (現行どおり)</p>
<p>(重要な業務執行の決定の取締役への委任) <u>第25条</u> 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第26条～第27条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第24条～第25条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) <u>第28条</u> <u>監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第29条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第26条</u> (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査等委員会の設置) <u>第30条</u> 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査等委員会の招集手続) <u>第31条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査等委員) <u>第32条</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p><u>(各委員の選定方法)</u> <u>第27条 当会社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p><u>(各委員会規程)</u> <u>第28条 各委員会の権限その他各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める各委員会規程による。</u></p> <p><u>第6章 執行役</u></p> <p><u>(執行役の選任)</u> <u>第29条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(執行役の任期)</u> <u>第30条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u> <u>2. 増員または補欠として選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(代表執行役及び役付執行役)</u> <u>第31条 当会社は、取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。</u> <u>2. 取締役会は、その決議によって、執行役会長、執行役社長各1名、執行役副社長、執行役専務、執行役常務各若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>(執行役の責任免除)</u> <u>第32条 当会社は、取締役会の決議によって、執行役(執行役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第<u>34</u>条 当社は、<u>会計監査人</u>を置く。</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第<u>36</u>条 会計監査人の報酬等は、<u>代表執行役が監査委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第<u>8</u>章 計 算</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>40</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (現行どおり)</p>